

台湾の土地改革

中村治兵衛

本一九五三年（民国四二）一月二〇日、台湾の国民政府は、「耕者有其田條例」（自作農創設法というのにあたる）を制定し、いよいよ本格的な土地改革を実施することとなつた。農業を改良し農民の生活水準を高めるため、土地所有の不均等を是正しようという土地改革或いは農地制度の改革は、今次の大戦後世界の諸国で実施せられ、極東に於ても日本をはじめとして南朝鮮、北朝鮮、中国本土に既に行われたことは周知の如くである。台湾の土地改革と称せられるものも、またこうした運動の一環としてとらえられよう。併しここで注意しなければならないことは、土地改革というものが戦後の特殊の政治経済情勢の下に行われ、各国の土地改革の特色なり性格の相違は、まさしく当該国の政治経済の一の集中的表現であること、この土地改革を方向づけるに当つて、それまで当該国の政權や政党がつてきた伝統的な土地政策も無視できない力をもっているということである。

台湾の土地改革を考察するに当つても、まず如上の点を前提として考慮しなくてはならない。台湾は戦後数十年の日本の統治か

ら離れて新たに中国の領土として復帰した地であり、しかもこの新領土が中共との争覇戦に敗退した蒋介石を總統とする国民政府の本拠となり、中国本土の人民政府と対立しているのが現情である。ところで国民政府（国民党）には、孫文の提唱した「平均地権」（耕者有其田）から北伐革命時の「二五減租」、ついで「中国土地法」（一九三〇・民一九・昭五）に及ぶ土地政策の伝統があつた。しかもこの土地政策は、戦後中共の果敢な土地改革と、はつきりと具体的に対決を迫られ、台湾と雖もその例外ではなかつた。ここに台湾の土地改革は、ひとり台湾に止まらず、国民政府の立場に於ては、あくまでも中国本土との連関を考へて企てられているのであり、これまでの国民政府（国民党）の土地政策の繼承発展であり、いちおうの帰結と考えられるのである。

台湾の土地改革を論ずるに先立つて、台湾農業の経済に果している地位と役割を眺め、ついで台湾農業における土地問題を瞥見しておく。

台湾において、戦後農業はいかなる地位をしめているのであろうか。一九四九年（民三八・昭二四）二八二万の有業人口中農業に従事する者は一六〇万余、全体の五六・七%をしめ、これにつぐのは商業八・七%、水産六・〇%、工業六・七%であり、農業は住民の圧倒的な主業である。また工業の分布を同年の総生産価額中にしめる割合から見ると、「食品工業五七%、これにつぐのは

肥料を主とする化学工業一七%、製材及木製品工業五%、紡績工業五%」であり、農業と繼がる食品工業が優位を占めている。それは当然輸出貿易に反映し、一九五一年度（民四〇・昭二六）輸出貿易総額中にしめる商品別割合は「砂糖が総額九、三〇七万米弗のうち四、九八二万弗で五三・五%をしめ、次が米で一、五〇

第1表 自作別農家戸数

	農家総戸数	自作	自作小	自作小
1940 民29 昭15	429,939 (100)	137,399 (32)	134,355 (31)	158,185 (37)
1945 民34 昭20	500,533 (100)	149,395 (30)	147,442 (29)	203,696 (41)
1946 民35 昭21	527,016 (100)	172,314 (33)	148,580 (28)	206,122 (39)
1947 民36 昭22	553,308 (100)	174,937 (32)	152,716 (27)	225,655 (41)
1948 民37 昭23	597,333 (100)	211,649 (35)	154,460 (26)	231,224 (39)
1949 民38 昭24	620,875 (100)	224,378 (36)	156,558 (25)	239,939 (39)

民39年版(1950)台湾省政府農林庁編『台湾農業年報』p.28

六万弗一六・二%、ついで茶が七・一%、砂糖・米・茶の三農産物が輸出貿易総額の約八割をしめている。つまり現在の台湾経済は、砂糖（米）を主とする農産物を輸出し、この再生産に必要な肥料と共に、工業原料及び製品を輸入することによって成立している。

このように台湾の経済を支えているのは農業であるが、その農業経営なり農地

第2表 自作農別経営耕地面積
(1949年、民38、昭24) 単位ヘクタール

経営地別	自作農	小作農	計
田	193,452 (41.83)	268,985 (58.17)	462,437 (100.00)
畑	112,933 (56.18)	88,075 (43.82)	201,008 (100.00)
計	306,386 (46.18)	357,060 (53.82)	663,446 (100.00)

属人主義による調査、『台湾農業年報』pp.22~23

自作農が減少し、小作が増大したことから、全体の四割をしめる小作農の経営規模は、漸次零細化の途を辿っているともて誤りなからう。この台湾農業の危機と考えられる点に、土地改革を行わしめる要因の 하나가存するといえよう。

次に土地所有の配分がどうなっているか。それが不均等なことは先の自作別

所有は戦後どう変ったか。戦後台湾に於ても顕著なことは、日本と同様に零細農家の激増である。第一表の如く、一九四〇年（昭一五・民二九）四三万の農家戸数が、一九四九年（昭二四・民三八）六二万戸と四割五分増加した。この農家の増加は、すべて二甲以下の小経営規模農家の増加であり（一甲はわが国の約九反七畝）、特に〇・五甲以下と〇・五〜一甲の経営規模階層が著しいことは、一九三九年この二階層が合せて全体の四割六分をしめていたのが、一九四九年六分に達していることに顕著に現れている。この経営規模の零細化は、第一表の自作小作別表にまさしく反映し、中間の自作農層が減少し、自作と小作への両極への分解が進行していることを示している。そして地主の自作化によつて

表によつて大体察知されるが、これをさらに公有耕地を除いた私有耕地における「自小作農別経営面積」によつてその配分をみると、第二表の如く、小作地五三・八％、自作地四六・二％であり、経営耕地のうち小作地が半以上に及び、農業收益の多い水田に於て、畑よりも小作が多いことは戦前と同様である。なお台湾に於て一九二〇年調査（大正一〇・民九）によると、一〇〇甲以上の耕地所有者は総戸数の〇・〇五であるのに、耕地面積に於ては全体の一三・〇六％をしめるように大土地所有者の存在が、零細な小土地所有者の存在する一方にみられたのであるが、その後これがどうなつたかについて、耕地所有者戸数に対応する面積別集計がなく明かでない。ただ戦後台湾の土地制度に於て注目しなければならぬのは、公有耕地の拡大である。台湾が国民政府の統治下に入ると、旧日本系の製糖会社の巨大な所有耕地は台湾糖業会社といった国営企業に帰属して公有地となつたのを始め、役所・学校・試験場等の所有耕地も、各々それを継承した機関に属して公有地となり、また旧日本人個人の所有地も公産管理処の管轄に入つて公有耕地とみなされ、個人所有耕地に比して公有耕地の耕地面積に占める割合は、戦前と比べられない程大きくなり、一九五二年四月（民四一・昭和二七）発表の属人主義調査の結果によると、台湾全土の耕地（田畑）八五万四九〇七甲のうち、公有耕地は二割一七万三七一〇甲をしめている。この公有耕地の拡大は当然私有耕地所有の面積・戸数にひびいてくるのであり、戦後に於ては従前に比し私的大土地所有は相当に減少したものと考える。

れる。一九四九年私有耕地の耕地広狭別所有者数を一九三九年のそれと対比すると、二〇甲以上の所有者数の絶対数は半減している（一〇〇甲以上は四分の一）。そして一九四九年〇・五甲以下の所有者が全体の四割をしめ、一甲以下の所有者は六割四分というように、小土地所有者が夥しく多く、これが自作兼地主、自作兼地主とからみあつて錯雑した所有経営の關係をもつていると考えられる（上述のような公有耕地の拡大も、本島人農民の多数の土地所有に大した変化を与えなかつたともいえる。）

以上のような土地所有の状況は、更に次のような高率小作料と小作慣行に支えられていた。戦前台湾の小作料の收穫物の総価値に対する割合は、水田に於て平均四八％、畑に於ては平均三三％をしめていたほか（陳正祥著『台湾之土地利用』九九頁、一九五〇年台北刊）、小作契約に際して手附金として「定額金」、小作料の保証として「礦地金」（中国の押租）が徴收され、風水害、病虫害による減收の際も小作料を減免しない「鉄租」の慣行も存した。戦後も高率小作料はもとよりこれらの諸小作慣行も依然として行われ、大体に於て農産物の收穫総量の半に及ぶ物納小作料が特に水田に於ては支配的であり、小作農の地位と生活は、もとより農業生産に於ても自作農より劣つていた。

二

さて新に台湾に移つた国民政府は、上述のような台湾農業を支柱としてその政權を維持するより他はなかつた。ところが戦後の

第3表 台湾の米(粳米)收穫高

(ヘクタール、キログラム、メートル・トン)

年次	稻田作付面積	收穫量	一ヘクタール 当り收穫量	化学肥料 使用量	一ヘクタール 肥料使用量	当年 肥料使用量
1934～38年平均(昭9～13)	662,048	1,337,698	2,024	352,680		532
1945 民34 昭20	502,018	638,828	1,273	1,958		4
1946 民35 昭21	564,016	894,021	1,585	74,391		132
1947 民36 昭22	677,557	999,012	1,474	77,191		114
1948 民37 昭23	717,744	1,068,421	1,489	87,028		121
1949 民38 昭24	746,675	1,214,523	1,629	116,691		156
1950 民39 昭25	770,262	1,421,486	1,845	231,087		300
1951 民40 昭26	789,075	1,484,792	1,882	278,961		354
*1952 民41 昭27	790,000	1,600,000	2,025	356,530		451

*1952年度の数字は予定数量。龔弼『台湾近年米糧増産の成就と展望』中の第

1表「歴代米穀生産と化学肥料施用量統計」(中国経済20期民41年5月)。

△海外ノート▽ 台湾の土地改革

混乱や肥料不足から、台湾の米穀(粳米)の生産総量は戦前一九三四～三八年(昭九～一三)五カ年平均の一三三万トン(メートル・トン)が、第三表にみられるように戦後の一九四七年(昭二二・民三六)に漸く一〇〇万トンに達するという状態であつて容易に回復しなかつたのに、一方人口は、一九四三年(昭一八・民三二)六五八万から戦後一九四九年(昭二四・民三八)七三九万、翌年には七五五万と膨脹

二六六

し続けた。従つてまずこの膨脹した人口のため食糧の自給確保が先決であり、何をおいても農業生産の戦前水準への回復、ついで拡大が緊急とされたし、これを可能ならしめるための肥料の購入資金受入となる糖業の再建も併行して企てねばならなかつた。しかも一方一〇〇万人に上る軍・官・教員・鉅夫とその家族への配給米を確保し、インフレーション防止と財政収入を計るため、戦時重慶時代に行つた田賦の実物徴収という形で現物食糧税が台湾でもうけつがれ、これまで所有土地に課していた現金納の地租(中国語の田賦)をば、実物で徴収した。(例えば一九五〇年末、地租二元九角五分は米穀八・八五担として換算徴収。)このように農民に対しては増産を要望しつつ、しかもその一部を現物食糧税の形で租税として徴収せざるを得なかつた。この二つの要望を貫徹するため、なんらかの大きな農業政策の展開が必要となり、ここに上述した農地所有の現状と結びついて登場してきたのが、三七五減租を先駆とする台湾の土地改革である。

三

台湾の土地改革は、いうまでもなく中共の土地改革のような地主の土地の無償没収ではなく、あくまでもその有償買収である点に於て、ほぼ日本の農地制度改革と軌を一にする。但しその改革は、第一段階として一九四九～五〇年(民三八～九・昭二四～五)三七五減租——小作料の引下げ、定期定期小作制の確立——を行い、次に一九五一年(民四〇・昭二六)より公有耕地の農民への

松下げと都市における土地増価税の徴収（都市の土地改革と称される）に着手し、最後に本一九五三年（民四二）、大土地所有の制限、地主の保留限度以上の所有耕地の国家による強制買上げ、その国家による農民への売渡という限田政策・自作農創設に入つた。このように小作條件の改善と耕地の農民への再分配とが四カ年之間隔をおいており、漸進的かつ段階的である点は、それが同時に行われた日本の農地制度改革と著しく異なる点である。更に大きい、基本的な相違に近いものを感じさせるのは、周知の如く日本に於ては不在地主の一掃ということで、地主をば在村地主と不在地主とに分け、前者には保留地を認めても、後者にはこれを認めなかつたのであるが、国府の土地改革と称せられるものは、そうした区別を行わず、在村・不在を問わず、地主には一律に保留地を認めたことである。即ちそれは不在地主の廃止にみられるような強い線ではなく、あくまでも文字どおりの限田（大土地所有の制限）による自作農創設である。

(1) 小作條件の改善（三七五減租）。

一九四九年（民三八・昭二四）当初より陳誠將軍が台灣省主席となり、広西・四川・貴州の三省と共に、高率小作料の引下げを始めとする小作條件の改善を計る「台灣省私有耕地租用弁法」を四月制定実施し、土地改革の第一歩をふみ出した。ここでは小作料の最高額を收穫總量の千分の三七五と定め、何れの耕地の小作料もこれを超過してはならず、これまでの小作料がこの制限額を

上廻るものは千分の三七五まで一律に引下げさせ、これ以下のものは原定の小作料額により、これを引上げるのを許さないこととした。同時にこれまで正規の小作料以外に地主（貸付人）が徴収した定額金や小作料の保証としての積地金（押租）や小作料の前納をも禁止し、小作期間を最低三カ年とした。同年より翌一九五〇年にかけて台灣全土の私有耕地の小作関係は、この法律によつて統制され、小作関係の当事者である小作人と貸付人（地主）とは郷鎮公所で小作登記を行い、小作契約は従来の如く口頭ではなく、書面契約となつた。その結果台灣全省の私有耕地に於て新しい小作契約に更新したものは、一九五〇年初（民三九・昭二五）三八万件、うち新契約した小作・自作農總計三〇六、四七三戸、登記された小作地 一六四、五六二甲、全農家戸数 五二七、〇一六戸の五八％、全省私有耕地面積の三七％また公私有耕地面積全体の三〇％に當つた。

この小作契約の書面化、小作地の登記が比較的短期に完了したことは、日本の統治時代に整備された土地台帳（地目・等級・地番別）と戸籍簿が現存し、これを管理する地方制度も備り、土地の商品化のための近代적機構が確立していたことが大きい。中国に於ては日本・朝鮮・台灣にみられるような土地台帳並にこれをめぐる近代的土地制度が確立されておらず、国府が土地問題解決のための第一前提として長らく苦心してきたのは、土地の測量・申告登記を含む近代的土地制度の確立であり、そのため容易に本格的な土地改革に入り得なかつたともいえる。

この三七五減租はのち一九五一年六月七日（民四〇・昭二六）「耕地三七五減租條例」三〇條として改めて公布實施された。この法案は先の「台湾省私有耕地租用弁法」と異つて、基本的に台湾を含む中国本土に対する法案として制定されていることが特徴であり、實施した三七五減租の工作を再確認すると共に、從來なお不備であつた点を補正し、次の「耕者有其田條例」自作農創設法への必要なる前提を準備した。ここで、(一)定額・定期小作を明確に規定し、小作期間をば從來の三カ年より六カ年に引上げたこと。小作契約の満期前における解除や満期後の小作契約について詳細に規定したが、但し従前と同様に、日本の農地制度改革におけるような物納小作料を廢止し、すべてを金納にかえるという意図がないことを銘記しなくてはならない。(二)小作關係の處理機關として、各県市政府及び鄉鎮公所に「耕地租佃委員會」前には地租委員會を正式に設立したこと。この委員會は日本の農地委員會類似のものであり、小作農代表の委員数は、地主及び自作農の二者合計よりも少くはならない。その権限は、三七五減租の基本となる耕地の主要生産物の一カ年間の收穫總量の標準をば、耕地の等則（一一・二六）に照して評議し、上級の耕地租佃委員會に報告して評定をうること、災害その他で農作物が滅收した時、小作料の輕減免除を査定すること、地主小作間の紛争の處理等である。ただ書面契約の登記、地主が小作料の受納を拒否した時の小作料の寄託先は、何れも鄉鎮公所であつて、本委員會でないところに、行政執行機關の力により強いようである。(三)從來不備であ

つた小作關係を更に詳細に規定し、貸付人（地主）と小作人の二者の責任を明確にする一方、違犯に対して罰則を設けている。

(2) 公有耕地の払下げ。

前述のように台湾の公有耕地は、戦後全耕地の二割にも達したため、この現耕作農民への払下げが次の政策となつた。一九四七年（民三六・昭二二）一部試験的に實施した後、三七五減租政策がもう完了した一九五一年（民四〇・昭二六）下半年より第一期の公有耕地の開放を「台湾省放領公有耕地扶植自耕農實施弁法」の下に實施し、翌年三月までに、国省の所有耕地三六、八九七甲、果市の所有耕地二六、八九七甲、計六三、四一四甲の公有耕地をば現耕作者を対象として払下げ、払下げをうけたものは五四、九四一戸に及んだ。ついで第二期公有耕地の開放を昨年（一九五二）六月より實施し、一七、八七四甲、三、〇一九戸の現耕作中の小作農に払下げて自作農の創設に努めた。

この公有耕地の払下げの條件は、現在公有耕地を耕作している小作農（雇農）を第一とし、ついで耕作面積の狭少に苦しむ一般小作農、耕地の不足している自作小作農の順であり、払下げ価格は、当該耕地の一カ年生産物の收穫總量の二・五倍であり、一戸当り払下げ面積は水田に於ては〇・五—二甲、畑では二—四甲を限度とする。払下げ方法は、当初は七ヶ年七期分割払いであつたが、後に十ヶ年分割払いとなり、毎年二回実物（田では稻を、畑では甘藷を標準とし）を納めるのを原則とする。まず買受申請者の申

込をうけ、これを審査した後払下げ人を定め、第一期の地価（一
カ年二回の納入実物）を受取ると、払下げをうけた証書を発行し、
全地価の納付後、所有権状を発行することになっている。ところ
でこの公有耕地の払下げは希望小作農が多く、実際払下げをうけ
た耕地面積は、地方により一戸当り〇・九三五九甲から〇・〇七一
三甲（我が国の約九ノ反七畝）に至る巾があり、台湾に於て最少
の農業経営規模とされている耕地一甲に及ばない点が屢々問題と
された。なお既開放公有耕地のなかには、台湾糖業公司などの所
有耕地も含まれていた。併し最近に至るまでのところ、公有耕地
の開放は全公有耕地の約半分であり、これ以上開放されるのかど
うか、そこにまだ問題を残しているといえよう。

次に公有耕地の払下げとはほぼ同時期に行われた台湾における土
地政策の一として、都市の土地改革と称されるものがある。これ
は孫文の三民主義の平均地権の中で提唱したものの実施である
が、実は都市の土地に対して地価税を徴収すると共に、市街の発
展によつて騰貴した地価に対して、それは本来不勞所得であるか
らというので附加価値税（土地増価税）を徴収するということで
あり、旧中国土地法に於ても規定されていた。台湾の五大主要都
市―台北・基隆・台中・台南・高雄に於ては、一九五一年（民四
〇・昭二六）上半年より既に地価税を徴収しているが、附加価値
税の徴収は、技術的手続の問題が解決しないため見おくられてい
る。

(3) 以上の成果。

減租政策の効果として、概括的には農民の生活水準の向上、農
業生産の増加、小作農の地位の向上の三点があげられるが、次の
土地改革への移行、前提として注意しなければならないことがあ
る。それは三七五減租政策の開始されてより約四カ年を経過し、
その間減租政策の影響と共に、次に来るべき土地改革への予想と
がからみ合つて、いろんな形で土地所有が若干動いたものと考え
られることである。その最も明確なのは地価の低落である。

減租政策の実施された翌一九五〇年（民三九・昭二五）三月、
中国地政研究所が中国農村復興聯合委員会 the China-United
States Joint Commission on Rural Reconstruction - JCRR
の補助を得て行つた第一回地価調査によると、

減租後の地価（一九四九年一月）は、減租前の地価（一九四
八年）に比べて

全省の水田平均地価は一九・四％低落し

全省の畑の平均地価は四二・三％低落した

のである。しかもこの地価の低落は引続き、例えば台中県の耕地
の地価は、減租前（一九四八）を一〇〇とすると、翌年は八〇％
翌々年は六〇％、一九五一年は四四％となつていし、屏東県の
八等則の水田（中田）も同じく一九四八年を一〇〇とすると、一
九四九年には七七・三％、一九五〇年には四五・七％、一九五一年
には四〇・二％となり、水田の地価はこの四カ年間に六割方低落
し、減租前の地価の四割となつていし。これには右記のようなこ

とから、地主が耕地を売り急いだであろうことが作用しているといえよう。そしてこの地価の低落は当然資力ある耕作農の土地購買慾をそそり、若干の地主の所有耕地は耕作農に移転して自作地と化したものと考えられる（一九四九年五月より五〇年一二月間の五市一局の報告によると、この期間に小作農で耕地を購入したものの五、八五九戸、購入耕地面積二、九八八甲である）。

四

以上のような経過と準備段階を経ていよいよ土地改革——大土地所有の制限、地主の保有限度以上の所有耕地の国家による強制買収（限田政策）による自作農創設は、本一九五三年（民四二・昭二八）一月二〇日「耕者有其田條例」の形をとつて具体化した。併しここで意外と考えられるのは、昨一九五二年夏頃まで国府の土地改革の方向は、日本の農地制度改革とほぼ同じ線——不在地主の土地の全部の強制買収という——をとつていたのが、八月中旬台湾省臨時議会の「扶植自耕農條例草案」〔耕者有其田條例の原案〕の修正通過を境として、その線が退いて在郷地主・不在地主の区分を撤回し、保留地も水田二甲を標準とするのが、水田三甲となる本條例に結実したことである。但し地価の補償の点では、臨時議会が一割の現金支払いを要求したのに対し、インフレーションを避けるためこれを退けてはいる。つまり昨年夏秋から今春にかけての政治情勢が微妙に反映しているようであるが、併しそこには又「旧中国土地法」にみられる旧い性格が流れているとも

いえよう。

さてこの大土地所有の制限による自作農創設はいかにして行われるか。いま「耕者有其田條例」三六條によつてその大体を伺うと次の如くである。

買収地と買収方法 一九五二年（民四一・昭二七）四月一日現在の地籍冊上（土地台帳）の戸を基準として地主の土地を制限する。その保留地は、自作地を含めて七・一二等則（中田）の水田三甲、同等則の畑では倍の六甲を保有限度とし、それ以上の所有耕地をば国家で強制買収する。（ここで買収が単なる面積に止まらず、耕地の質が考慮されているのは、日本と異なる）。この制限・買収による解放地面積はどの位か。先の不在地主の耕地全部を買収する原案によると（その詳細は既に発表されていた）、私有耕地全面積 六八一、一九七甲のうち貸付地は三七・五%の二五六、〇〇七甲であり、保有地面積四一、一七四甲、解放予定地面積二一四、八三三甲となつていたが、二万戸の在村地主の保留地が一戸当り中等の水田二甲から三甲へと一・五倍となつたため約二万甲の増加、四万戸の不在地主には約一二万甲の保有地が認められると、解放予定面積は原案に比べて遙かに低下し、七・八万ないし一〇万甲に減ずるのではないかと考えられる。併しその詳細は未だ発表されていないため、原案の解放予定面積の具体的内容と共に、他日の稿に譲ることとする。なお耕地に附帯する家屋・乾場・池沼・果樹・竹木等の定着物と基地も、耕地と共に買収の対象となる。この買収の基準となる貸付地の査定審議、耕地に附帯する家

屋その他の価格の評定、耕地を譲渡す現耕作者の名簿の作成は、既設の「耕地租佃委員会」による。

なお「地主とは、土地を貸付けているものと、他人が耕作している土地の所有権者とをいい、自ら耕作せずに或は自ら耕作していても、人を雇つて耕作するのを主体とする者はその自作地以外をば貸付地とする。但し果樹園・茶園や工業原料（の生産）・改良機械による耕作・開墾等のため、人を雇つて耕作する場合は、この限りではない。土地所有権者或はその家族が、法による応召のため服役期間中、自作地をば他人に託して代耕させている者は自作農とみなす」と規定している（六條）。そして地主の所有耕地の移動は、特別の場合を除いて、一九五二年四月一日以後は認めない（七條）。

買収の対象となる耕地とは、「私有の水田と旱田（畑）をさし」（五條）、(1)保留限度以上の地主の貸付地、(2)共有耕地、(3)公私共有の私有耕地、(4)政府が管理を代行している耕地、(5)祭祀公業及び宗教団体の耕地、(6)神明会及び其他法人団体の耕地、(7)地主が保留を望まず政府に買収を申請した耕地」の七分額となつている。ここでも日本と同様に、個人所有以外の所有・団体所有地が一律に買収の対象とされている。この第3項の「公私共有の私有耕地」とは何かよくわからないが、所有権が明確でないものをさすと考えられるし、4項の多くは恐らく旧日本人個人の所有地で公産管理地の管轄下のものをさすのであろう。第5・6項は地主所有地の隠匿の場となり易いので特に明確に買収を規定したと考え

られるが、第5項の「祭祀公業及び宗教団体の耕地」については、通常の個人地主の倍の保留地が認められている。また第2項の「共有耕地」、第3項の「公私共有の私有耕地」についても、次の二つの場合に政府の許可をえて保留地が認められている。それは「耕地の貸付人が老弱・孤寡・不具者であつてその土地によつて生活を維持するもの」と、「繼承によつて共有し、その共有者が配偶者・親兄弟姉妹である場合」とである。買収除外地は何れも省政府の認可を必要とするが、これは新開墾地及び收穫皆無の耕地、試験研究及び農業指導機關の使用耕地、公私企業の原料生産のため必要の耕地等である。

二 保留地 地主の貸付耕地の保留地面積は田畑の別、その耕地の良否によつて相違する。この耕地の良否は土地台帳上の等則（等級）を標準とし、水田は一・六等則（上田）、七・一二等則（中田）、一三・一八等則（中下田）、一九・二六等則（下田）の四等に区別され、畑も同様一・六等則（上畑）、七・一二等則（中畑）、一三・一八等則（中下畑）、一九・二六等則（下畑）に分別される。ここで、保留地面積の基準となるのは、水田の七・一二等則（中田）であり、この中田三甲（日本の約二町九反）が保留地の限度（自作地を含む）であり、上田はその半分の一・五甲（約一町四反）、中下田はその一・五倍の四・五甲（約四町三反）、下田はその二倍の六甲（五町八反）の保留地が認められる。これに対し畑は水田の二倍に換算され、基準となる七・一二等則の中田と同等則の中畑の保留地面積は六甲（五町八反）であり、上畑は三

甲（二町九反）で水田の中田と等しいが、中下畑は九甲（八町七反）、下畑は一二甲（一一町六反）となる。（一〇條）。實際は一地主が中田ばかりとか下畑ばかり保留することはないので、この組合せで保留地面積は決定されるが、規定からいうと田に於ては一・五甲から六甲まで（一町四反〜五町八反）畑では三〜一二甲（二町九反〜一一町六反）までの巾をもつこととなる。これは日本の農地改革と大いに相違する点である。

三 買収の地価と補償 買収する各等則の耕地の主要作物の生産品の一カ年間收穫總量の二・五倍、地価の補償は、実物土地債券が七割、公營事業の証券が三割であつて現金は支給しない。実物土地債券は稻穀債券、甘藷債券の二種とし、買収した耕地の売却後徵收する地価を担保とし、台湾省政府の保証の下に発行し、年利四分十カ年を以て償還する。この債券の業務は台湾土地銀行とし、無記名式で債券と同様に自由に流通しうる。なお本債券発行のため、「耕者有其田條例」と同時に、「台湾省実物土地債券條例一八條」が公布された。それによると、本債券は一果市を一發行区域とし、稻穀債券は強制買収した水田の地価を、甘藷債券は同じく畑の地価を、補償するために用いられる。稻穀債券の額面は百、五百、千、五千、一万、三万公斤（疋）の六種に分れ、発行総額は前者が一二億六千万公斤、後者が四億四千万公斤であり、台湾幣に見積ると、概算約二〇億元といわれる。本債券の償還は十ヶ年均等分割払いで年二回支払れるが、稻穀債券は原則として稻穀（現物）で償還されるのに対し、甘藷債券はその年の甘

藷の時価に換算し 現金で支払われる。現物での償還は、糧食局の指定したその土地の倉庫からうけることになる。

四 売渡し 政府が買収した耕地をば、現に耕作している小作農と雇農に一〇カ年賦で売渡し、売渡し価格は地主より買上げた価格―年收穫總量の二・五倍―に年利四％を附し（一カ年賦は結局耕地の主要農作物の年收穫總量の二九％）、実物（農産物）もしくは実物土地債券によつて毎年支払うものとす。

また売渡しをうけた農民に対して、政府は土地改良と生産増加を確保するため、低利の生産基金を貸出す予定であり、地主の保留地をば現在耕作している農民が、本條例施行一年後にその土地を購買する場合にも、政府は購入資金の貸付を行う。（この土地金融はこれまでも台湾土地銀行が行つていた）。地主が保留地を売却する時には、その現耕作農民に優先購買権が存し、その地価は地主と耕作者の協議によつて定めるが、もし協議が成立しない時には、耕地租佃委員会に申請して評定してもらう。

大体以上のような方法と手続をとるが、これには勿論制限と違反に対する罰則が存する。その中で特に注目に価するののは、政府が売渡した耕地を買受けた農民が、十ヶ年賦の地価をば規定の期限後四ヶ月たつても支払わないとき、又は買受けた耕地をば他人に貸付けた場合には、その耕地をば政府が回收することを規定していることである。（二八・三・一）